

写真撮影・販売業者の認可について(規定)

平成18年3月

財団法人 日本高等学校野球連盟

主催者（日本高等学校野球連盟ならびに都道府県高等学校野球連盟、共催の朝日新聞社、毎日新聞社を含む）は、主催する大会（以下「大会」）の趣旨と目的に照らし、写真業者の撮影ならびに写真の販売に関し、以下の規定を設ける。

記

1. 大会での写真撮影および大会参加者への販売を希望する写真業者は、主催者の定める写真撮影・販売条件に同意したうえで毎年度初め前までに定められた様式による申請書を主催者に提出し、許可を受けなければならない。主催者は公正を期すため原則として複数社の写真業者に撮影、販売の許可を与え、許可期間を定めて毎回更新する。
2. 主催者から許可された写真業者（以下「大会業者」）が販売できる写真は、予め主催者と合意した構図、仕様および価格とする。
3. 大会業者が大会で写真撮影をする場合、主催者が指定するピブスを撮影時に着用、スタンド内の一般席で撮影を行う。また、試合進行・観客や報道取材の妨げとならないよう留意すると共に、主催者から撮影方法について指示がある場合にはこれに従う。
4. 大会業者が大会参加校への営業活動を行う場合は、必ず当該校の野球部責任教師を通じて行う。
5. 写真は、大会参加者に限り販売できるものとする。大会業者は、主催者に断りなく、大会参加者への販売以外の写真の利用、第三者への提供はできない。
6. 大会業者は原則として、主催者に対し、許諾の対価の支払いは必要としない。ただし、施設管理者が別に定める場合、大会業者の責任において施設管理者との契約および対価の支払いを行い、主催者にもその旨を遅滞なく報告する。
7. 撮影・販売した写真に関して大会参加校・参加者その他第三者から異議、請求、訴訟が生じた場合、大会業者は直ちにその旨を主催者に報告するとともに、主催者の指示に従い、自らの責任と費用において当該異議等を解決する。
8. 大会業者が本規定に重大な違反をしたとき、その他大会業者として不適切と認められる合理的事由がある場合、主催者は認可を取り消すことができる。
9. 本規定は、大会の円滑な運営のため取り決めるものであり、大会参加校や大会参加者への写真購入の推奨や写真業者と大会参加者の取引に関する保証を目的とするものではない。

以上

写真撮影・販売業者の認可について（細則）

平成18年3月

財団法人 日本高等学校野球連盟

1. 写真販売業者の区分

▷ 全国業者と地元業者

全国業者は日本高等学校野球連盟が予め示した条件に適合する写真業者を申請により選定する。都道府県高等学校野球連盟は、日本高等学校野球連盟が認可した全国業者の中から2社以内を選定し、当該都道府県大会での撮影、販売を認める。全国業者は25都道府県以上の大会を撮影、販売できる業者とし、申請時に担当できる都道府県名を日本高等学校野球連盟に届け出ること。全国業者は原則として集合写真、開会式およびその入場風景を対象とする。（試合中のスナップ写真は撮影・販売は対象外）

地元業者は当該都道府県高等学校野球連盟が、日本高等学校野球連盟が選定する全国業者の認可条件に従い、選定することとし2社以内とする。地元業者は集合写真、開会式およびその入場風景のほか主に試合中のスナップ写真を撮影、販売することができる。

▷ 学校契約アルバム業者

出場校が契約する写真業者で、主に卒業アルバム掲載用の業者は、予め別に定めた様式により、当該学校長名で大会ごとに主催者に撮影許可を申請し、承諾を得ること。なお、学校契約アルバム業者は認可写真業者と同様撮影当日分の入場券を主催者から購入し、当該試合中のみ有効とする腕章を主催者が交付し、着用すること。学校契約アルバム業者は当該校野球部員のみ写真販売できるが、その仕様と販売価格は日本高等学校野球連盟が定めたものと同等とすること。

2. 全国業者の選定方法と申請方法

▷ 申請時期

毎年2月中に別に定める様式により申請させ、認可業者を選定する。

▷ 認可対象期間

1年間とし、原則として都道府県の春季、全国高校野球選手権地方大会、秋季大会とする。春秋の地区大会は主管都府県連盟の選定業者とする。

▷ 申請様式

社名、代表者名、連絡先、仕様別の販売価格等を指定の申請書にて提出させ、認可後は、誓約書を日本高等学校野球連盟に提出させる。

▷ 契約書の作成

日本高等学校野球連盟が作成した様式により契約書を作成し、主催者と写真業者双方が保管する。

▷ 販売結果の報告義務

認可された写真業者は、各大会での営業活動終了後速やかに学校別の販売状況を主催者に文書を持って報告すること。

3. 撮影条件

▷運営上の制約(大会行事など)

集合写真の撮影は予め主催者と協議した場所、時間帯で行うこと。また、大会開催中の撮影はスタンド内の一般席とし、他の観客や報道取材の妨げとならないこと。原則としてグラウンド内では撮影できない。また、選手の入退場などで雑踏警備上撮影が認められない場合は係員の指示に従うこと。

▷ビブスについて

認可された写真業者は、撮影するカメラマンに主催者が指定したビブスを着用させること。ビブスには社名を記したものを明示することとする。なお、ビブスは主催者が準備し写真業者に有償貸与する。

▷入場料金

認可された写真業者のカメラマンは、大会開催期間中の写真撮影に際し、撮影当日の入場券を主催者から購入すること。ただし、ビブス着用により途中の出入りや入場席区分がある場合でも座席間の移動を認める。

4. 施設管理者との営業行為に関する手続き

認可写真業者が撮影しようとする野球場施設に、写真撮影、販売に関する定めがある場合はそれに従うこととし、必要な手続きは当該認可写真業者の責任において施設管理者への手続きを行うこと。また、手続き終了後はその承認書の写しを主催者に提示すること。

5. 販売する写真の仕様と販売価格(送料別)

野球部員に個別に販売する写真は、パネル仕様(最大全紙まで)と紙焼きとし、四つ切、八つ切り、キャビネなどサイズごとに価格を提示させる。

6. 価格上限の設定と一人の購入上限額の設定

写真の販売価格は1点1万円以下とし、個人が購入する額は総額で3万円以下とする。個人の購入価格の制限は学校当局で注意する。

7. 二次使用の制限と申請方法

認可された写真業者は、主催者の許可なく第三者に写真を販売してはいけない。他から写真提供の依頼を受けたときは、依頼者、使用目的を記載した文書を主催者に提出し、許可を受けなければならない。

8. 認証の方法(ゴム印またはシール写し込み)

認可された写真業者は加盟校野球部員に写真を販売する場合、パネルまたは写真の裏面に容易に消えない方法で業者名と無断で他人に譲渡したり公開してはならない旨の表示をし、併せて主催者認可マークを表示すること。

9. サンプル案内方法と料金回収方法(学校当局の窓口確認)

認可された全国業者、地元業者とも写真販売に当たっては当該校野球部責任教師を通じてサンプルを送付し、受注業務を行うこと。また、写真代金は商品納入後当該学校当局から業者に支払うこととし、野球部責任教師が代金の支払いについて遺漏のないよう留意するものとする。

以 上